

平成28年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの随意契約

【政策企画部】

| 担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 |
|--------------------|--|------------|----------------------|------------------|------------|---|
| 政策推進課 | 平成28年度 行政評価システム機能改修業務 | 平成29年3月1日 | 株式会社 内田洋行 大阪支店 | 大阪市中央区和泉町二丁目2番2号 | 820,800円 | 本業務は既存システムに熟知している必要があり、現行システムの開発元である当該事業者でなければ、適切な業務の履行及び成果物の高品質化を図ることができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 行政改革課 (情報システム室) | 「共通基盤システムファイル連携手順追加作業」委託 | 平成28年10月1日 | 富士通株式会社 西日本営業本部 関西支社 | 大阪市中央区城見2丁目2番6号 | 505,440円 | 本作業は手順追加作業であり、構築業務受託者である本相手方が、唯一設定の変更ができる業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当) |
| 行政改革課 (情報システム室) | ウイルス対策サーバー構築に係るWindows Client Access License納入業務委託契約 | 平成28年12月1日 | 扶桑電通株式会社 関西支店 | 大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 | 5,140,800円 | 本ライセンスは自治体情報セキュリティ強化対策機器等一式導入業務において構築するウイルス対策サーバーにおいて必要となるものであり、ライセンス管理上同サーバーを構築する受託者である扶桑電通株式会社が納入可能な唯一の事業者であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) |
| 行政改革課 (情報システム室) | ファイアウォール機器設定変更業務委託 | 平成29年1月5日 | トーテックアメニティ株式会社 | 大阪市北区堂島2丁目1番31号 | 1,033,560円 | 本委託業務において設定変更等を行うファイアウォールについては、トーテックアメニティ株式会社が導入及び運用保守を行っているものであり、本業務は大阪版SCと本市公開サーバーやメールサーバー等との通信を円滑且つ正確に行う必要があることから、当該委託業者以外に本業務を履行することは困難と認められるため。 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) |